

新型コロナウイルス対策に関する資料 農林水産省から、食品産業の関係者へ

敦賀商工会議所 R2.4.9

1. 予防対策の徹底

- 従業員に感染予防策を要請する。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合は、所属長に連絡の上保健所に問い合わせる。
- 事業所の業態に応じて感染予防策を行う。
 - ①不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は、適切な距離を保つなど、徹底する。
- 従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築する。
- 手洗いなどの感染予防策を徹底する。
 - ①出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、指先の消毒
 - ②できる限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底
 - ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2. 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- 患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知する。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受ける。
- 濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施する。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検する。

3. 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の消毒を実施する。
- 緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施する。(消毒用エタノール70%、次亜塩素酸ナトリウム0.05%以上)
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は、操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はない。

4. 業務の継続

- 重要業務として、優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握する。
- 従業員の確保状況に応じた、業務マニュアルを作成する。
- 小規模な事業所が業務全体を休止する場合は、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給に努める。

<相談・検査窓口>

〒914-0057 福井県敦賀市開町6-5

相談先：二州健康福祉センター(二州保健所) TEL 0770-22-3747 FAX 0770-24-1205

※ 市立敦賀病院、独立行政法人 国立病院機構 敦賀医療センターでは、検査はしていない。

<環境消毒業者>

〒918-8108 福井県福井市春日1-7-19 TEL: 0776-36-1662 FAX: 0776-36-2868

福井県ペストコントロール協会